



発行 東京都

目次

15

公 告

○包括外部監査の結果に基づき知事が講じた措置の公表……………（東京都監査委員）一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、東京都包括外部監査人佐久間清光が実施した平成28年度の包括外部監査及び久保直生が実施した平成29年度の包括外部監査のそれぞれの結果に基づき講じた措置について、東京都知事から通知があったので、公表する。

令和2年3月18日

- 東京都監査委員 大 津 ひろ子
- 東京都監査委員 高 橋 信 博
- 東京都監査委員 茂 垣 之 雄
- 東京都監査委員 岩 田 喜美枝
- 東京都監査委員 松 本 正一郎

平成28年度 包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指 摘 等 数 指 件	措 置 状 況			
			改 善 済		改 善 中 一 部 改 善 済	未 措 置
			既通知済	今回通知		
建設局の事業に関する事務の執行について	建設局	101	82	3	16	0



平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-2 (111)	監理団体の組織の在り方の見直しについて	<p>都は、監理団体を活用して実施する業務を定期的に見直すとともに、これに伴って効率的経営等の観点から、監理団体が実施する事業または監理団体そのものの組織の在り方を再検討する必要があり、その際には幅広い選択肢の中から最適な手法を検討し選択することが求められている。</p> <p>建設局では現在3監理団体を所管している。</p> <p>建設局の公園事業に関する監理団体には、動物園協会と公園協会が存在するため、動物園・水族園が併設されている一部の公園施設の指定管理者は、動物園等の部分を動物園協会が、また公園部分を公園協会が選定され、それぞれの施設の管理運営を行っている。</p> <p>また、動物園及び公園は、同じ局が所管する都立公園内に設置されており、また条例等においても動物園は都立公園の一部とされているため、実質的にも法的形式的にも、動物園等は公園施設の一部であるという総合的・全体的な観点から、複数の動物園及び公園を一体的に管理・運営することが効率的・効果的なサービス提供に資する。</p> <p>建設局は、監理団体を統合するメリット及びデメリットを考慮しつつ、有効性・効率性の観点から団体統合の手法も含めて検討したうえで監理団体の在り方の検討結果を都民に開示し、どの組織形態が都にとって最適であるかというこの説明責任を果たされたい。</p>	<p>「動物園及び公園が同じ都立公園内に設置されている」点については、都立公園内には、動物園だけでなく、美術館や体育施設など様々な施設が設置されており、それぞれ異なる管理者が管理運営を行っている。また、「条例等においても動物園は都立公園の一部とされている」点については、公園は、「都立公園条例」に基づき、公園の魅力向上や遊正利用に取り組んでいる一方、動物園は「都立公園条例」に規定されているほか、「博物館法」が規定する博物館に相当する施設に該当し、社会教育施設としての性格を有しており、動物の飼育展示、野生動物保全、教育普及に関する業務を行っている。このように、公園と動物園では、業務内容が大きく異なっており、それぞれ指定管理者等を導入して効率的に管理している。</p> <p>「東京都政策連携団体活用戦略」の策定に当たり、政策連携団体の役割の整理、あり方の見直し、団体活用の考え方等の取りまとめを行った。</p> <p>取りまとめに当たって、2つの団体を統合するメリット及びデメリットについて検証し、以下のことから、現時点の団体規模においては統合を進めないことと整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物園と公園では業務が大きく異なること。 ・専門性が必要な動物園、文化財の維持管理技術や発災時の初動活動等が必要な公園と、指定管理者選定における状況が大きく異なること。 ・事業が大きく異なるため、統合による人員面や財政面のメリットは限定的と考えられること。 <p>これを踏まえ、局の施策展開について、局が目指す将来像の実現や、施策の現状・課題の解決に向け、今後の団体の役割や活用策の検討を行った。</p> <p>建設局が所管する動物園・水族園及び公園における政策の展開においては、異なる将来像を明示しており、その実現に当たっては、両団体がこれまで培ってきた技術や知見をそれぞれの分野で活用することが最適である。この検討結果について、令和元年5月に「東京都政策連携団体活用戦略」をもって公表した。</p> <p>＜活用戦略＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物園・水族園政策、の領域では、野生動物の保全、教育普及活動の実実、動物園の魅力向上といった局の目指すべき将来像に向け、動物園運営に関する知見や高度な繁殖技術、国内外のネットワークを有する東京動物園協会を活用していくとした戦略を掲げている。 一方、「公園・河川事業」の領域では、公園の魅力の向上、全ての人が快適に利用できる環境整備、多様化するニーズに応える公園づくりや河川の安全・安心の確保、魅力向上といった局の目指すべき将来像に向け、東京都公園協会が持つ文化財管理の維持管理や発災時対応などの公園の管理運営に関する知識・技術・経験を活用し、公園の新たな魅力の創出や公園マネジメントの展開に貢献させるとした戦略を掲げている。 	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	3-7 (160)	自転車走行空間整備に係る事業の効果検証について	<p>建設局は、平成24年10月に自ら策定した「東京都自転車走行空間整備推進計画」に基づき、地域の道路事情に応じた整備手法により、安全で快適な自転車走行空間の整備を進めているが、平成20年3月に整備を行った旧玉川水道道路以後、当該事業の成果について検証していない。この点、建設局から「自転車走行空間の整備は、平成28年12月に成立した自転車活用推進法等において、自転車の利活用に必要な事業とされている。また、安全性については、自転車走行空間の整備やルール・マナーの周知などの様々な取組が行われており、その効果もあつてか、事故は年々減少傾向にあるが、施策ごとの取組の効果を分離して検証するのは難しい。さらに、事故は、利用者の状態や事故の種類ごとにその背景が異なるので、特定の路線における自転車事故の減少(又は増加)の原因が、果たして走行空間の整備によるものか、自転車利用におけるルール・マナーの周知の効果によるものか、判断することが難しい。」との説明を受けた。</p> <p>しかしながら、当該事業は多額の都税を投入して自転車走行空間を整備する事業であることを鑑みると、少なくとも道路管理者である建設局は、旧玉川水道道路で実施したような整備効果の検証など、実施可能な効果検証の方法を検討し、事業効果を検証した上で、広く一般に情報を公開する必要がある。</p> <p>したがって、建設局は、当該事業の実施目的を再確認した上で、有効性・効率性の観点から、広く事業効果の検証と活用を行う仕組みを構築されたい。</p>	<p>自転車走行空間の整備前後における、自転車の通行位置及び進行方向の遵守率や周辺住民へのアンケート等の調査を、平成30年度に7路線で実施し、事業の効果を検証した。</p> <p>その検証結果の概要を、令和元年12月に当局のHPにおいて公表した。</p> <p>本検証結果を今後の自転車走行空間の整備手法選定に役立てるほか、引き続き関係部署と連携し、自転車利用のルール・マナーの周知・徹底に関する取組を実施していく。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	3-11 (178)	土砂災害防止事業及び海岸保全事業等の更なる推進について	<p>建設局は、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の3つの土砂災害防止事業と海岸保全事業を実施している。</p> <p>土砂災害防止事業と海岸保全事業の施設については、整備計画を策定し実施しているが、その進捗状況を監査人が試算したところ、平成27年度末時点で、急傾斜地崩壊対策事業の進捗率は未だ53%であるなど、現状のペースで行くと、流路を除き、計画達成まであと20年から30年かかることが想定され、また、海岸保全事業に関しては200年超かかると試算された。</p> <p>また、これらのハード対策事業は長期になる可能性が高いため、局は、ソフト対策事業として、土砂災害の危険性が高い区域を公表することとしているが、この公表に必要な基礎調査が現時点で7割程度しか完了しておらず、調査が完了していない地域に対する土砂災害警戒区域の設定及び公表は今後行う予定としている。建設局は、土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査を平成29年度までに全て実施し、土砂災害警戒区域等への指定を平成31年度までに完了するとの目標を掲げている。</p> <p>しかしながら、土砂等災害は今すぐにも起こりうることから、建設局は、住民の安心・安全性の観点から、ハード対策事業を更に推進するよう本格的な対策を講じるとともに、この対策事業を補完するソフト対策事業を早急に実施し公表されたい。</p>	<p>1 土砂災害防止事業について</p> <p>(1) ハード対策については、避難所の有無等の重要度や災害発生の危険度を考慮した評価フローに基づき、箇所ごとの緊急性を評価している。今後は、評価結果をもとに計画的にハード対策を実施していく。</p> <p>(2) ソフト対策については、土砂災害防止法に基づく基礎調査を平成29年度末までに完了し、基礎調査結果の公表及び住民説明会や関係区市町村長への意見聴取を行い、令和元年9月末（9月26日）までに都内全域の区域指定を完了した。</p> <p>2 海岸保全事業について</p> <p>平成29年4月に改訂した伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画に基づき、ハード対策を実施していく。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査結果に基づく改善措置状況総括表

テーマ	監査対象(所管局等)	指摘等数	措置状況		
			改善済	改善中 一部改善済	未措置
環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について	環境局	58	51	7	0

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-1(68)	エネルギー消費量削減目標の達成可能性について	<p>運輸部門や産業・業務部門でエネルギー消費量は削減目標に向かって順調に進んでいる一方、家庭部門では削減目標30%程度に対して2.5%の削減が達成されるにとどまっている。これらの点を考慮すれば、このままのペースで削減が進むと想定することは楽観的である。</p> <p>今後も引き続き、各年度のエネルギー消費量の動向、各部門における施策の効果を分析するとともに、エネルギー消費量削減目標の達成を確実にするために、必要に応じた追加的な施策の実施を検討されたい。</p>	<p>令和元年7月に開催された環境審議会で、エネルギー消費量(平成29年度速報値)の現状や施策等に関する報告・意見聴取等を行った。</p> <p>エネルギー消費量については、産業・業務部門は2030年目標(30%程度削減(2000年比))に対して18%削減、運輸部門は2030年目標(60%程度削減)に対して49%削減、家庭部門は2030年目標(30%程度削減)に対して5%増加となった。</p> <p>家庭部門については、平成29年度は厳冬であったこと等により増加となったが、平成22年度をピークとして減少傾向に転じている。しかしながら、他部門と比較し削減幅が小さく、また、都内エネルギー量の3割を占めることから、対策の強化が必要との認識のもと、平成30年度に、住宅の省エネ性能を高めるための施策(東京ゼロエミ住宅仕様の策定と普及促進事業)と省エネ家電等の買替を促進する施策(家庭のゼロエミポイント事業)を構築した。令和元年度から当該取組を強力に推進していく。</p> <p>今後も、エネルギー消費動向等を踏まえて、2030年目標の達成を目指した追加的な施策の検討を進めていく。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-2(70)	キャップ・アンド・トレード制度の削減目標の設定について	<p>環境局は、キャップアンドトレード制度の第二計画期間において、温室効果ガス削減義務率15%又は17%を課している。制度の対象となる事業所の7割以上が、第一計画期間終了時点で第二計画期間の削減義務目標を達成している状況であるが、平成20年3月に策定された環境基本計画に定める都内の温室効果ガス排出量を「2020年までに2000年比25%削減」の目標に基づき、既に決定・実行されている第二計画期間の目標を事後的に変更することはできない。一方、平成28年3月に公表された環境基本計画では、「2030年までに2000年比30%削減」という新たな温室効果ガス削減目標が掲げられている。</p> <p>次の計画期間においては、この目標を達成するために必要な削減目標を設定するとともに、第二計画期間においても、既に削減目標を達成している事業所に引き続き削減が進むようインセンティブを与える施策の実施を検討されたい。</p>	<p>都は、削減義務実施に向けた専門的事項等検討会での議論を経て、第三計画期間(令和2～6年度)について、環境基本計画に掲げる2030年までの温室効果ガス削減目標達成とその先の脱炭素社会を見据えた新たなステージと位置付け、削減義務率27%又は25%を設定するとともに、再エネ利用拡大に向けた新たなインセンティブとして、都が認定する低炭素電力(再エネ電力)の調達時に削減量を全量算定可能とするなどとした改正事項を平成31年3月に公表した。</p> <p>また、トップレベル事業所への認定証交付やセミナー等における優良取組事例の紹介を通じて、企業努力のPRを行っている。</p> <p>加えて、平成30年度より、本制度において創出されたクレジットの環境価値をカーボン・オフセット等の本制度の義務履行以外にも活用できる仕組みを整えるとともに、東京2020大会に関連するカーボン・オフセットに向けた協力に対するクレジット提供(提供いただいたクレジットを都が無効化実施予定)を呼びかけている。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-3 (71)	事業所自らの対策による温室効果ガス排出削減の促進について	<p>キャップアンドトレード制度の第二計画期間において、環境局は、平成26年度の排出量が維持されると仮定した場合、対象事業所の23%が自らの対策のみでは義務達成が困難である見込みとしており、第一計画期間と比べて排出量取引による義務履行が増加する可能性がある。</p> <p>排出量取引制度は都全体として経済効率的な排出削減が行われるというメリットがあるなど有効な義務履行手段であるが、まずは、自らの削減を推進するという観点から、自らの削減のみでは削減目標の達成が困難な事業所に対して、温室効果ガス削減のためのノウハウの提供、個別の事業所に対する助言活動等をより積極的に実施することで、排出削減を進められたい。</p>	<p>第二計画期間においても、全ての事業所が義務履行できるよう、引き続き、優良取組事例を紹介するセミナー、フォーラム等の開催、専門家による省エネについての技術的助言やCO2排出量の取引に関するセミナーの開催等の支援を実施するなど、制度を着実に運用している。</p> <p>これらの開催案内については、総量削減義務と排出量取引システムにおいて平成30年度から供用開始した「お知らせ機能」等を用いて担当者向けダイレクトに発信している。</p> <p>また、対象事業所のCO2排出量や取組状況等を他事業所や同一用途（業種）と比較できる省エネカルテ及び特定テナント省エネ評価通知書を作成・提供するとともに、平成30年度からは、制度説明会において、省エネカルテの内容や活用方法等について解説している。</p> <p>さらに、毎年度、省エネ診断やフォローアップ診断を実施し、比較的取り組みやすく効果が大きい削減対策について適宜指導助言を行っている。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-4 (77)	家庭の省エネアドバイザー制度の利用実績について	<p>家庭の省エネアドバイザー制度は家庭部門におけるエネルギー消費削減のため、都にとって重要な制度であるが、平成28年度における1対1のアドバイザー実施実績は88件、1対多数のアドバイザー実施実績は173件（4,308人）であり、本制度をもつて、都が約1,300万人の都民に対して家庭の省エネに関する普及啓発を十分に実施しているとは言えない。</p> <p>都民へ省エネを更に訴求し、家庭部門におけるエネルギー消費量を更に削減するために、本制度を含め、都が実施する家庭の省エネに関する普及啓発の取組について、見直しを検討されたい。</p>	<p>省エネアドバイザー制度については、平成30年度末にて事業終了とした。</p> <p>平成31年度以降は、民間企業、団体が日頃の事業活動の中で有している都民との様々な接点の中で、都民の特性・行動様式に応じた省エネに関する普及啓発を行うことにより、家庭部門対策を強化していく。住宅関連事業者、家電、設備関連事業者、「チームもったいない Saving Energy」参加団体のうち、幅広く家庭の省エネに対する意識の向上、省エネ意識の普及啓発を図っていただける団体等と連携し、都民の省エネ行動の契機を捉えて、普及啓発活動を実施していく。</p> <p>なお、平成30年度まで実施した「家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業」においては、地域家電店等との連携を強化し、LED電球の無料交付と同時にLEDの省エネ効果や省エネに資する家電の使い方などの省エネアドバイザーを実施し、延べ70万人を超える都民に対して家庭の省エネに関する普及啓発を行った。</p> <p>また、令和元年度から実施する「家庭のゼロエミッション行動推進事業」においても、家電の買換えというタイミングを捉え、家電店等との連携を強化し、家電の省エネ基準達成度を示す省エネラベルの説明や、省エネに資する家電の使い方などを示した事業チラシや省エネアドバイザーなどによって都民に対し気候変動への影響や家庭の省エネに関する普及啓発を行っている。</p> <p>更に、夏・冬の電力使用量が多くなる時期に合わせ、エアコンの上手な使い方など、季節に応じた省エネの取組について、区市町村や民間企業等を通じたリーフレットの配布や広報東京都への掲載により周知を図っている。</p> <p>また、家電買換え効果等について、子ども環境情報紙「エコチル」への掲載等により、広く普及啓発を行っている。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-5(81)	太陽光発電の導入拡大について	<p>太陽光発電の導入が進まない理由の一つであったコストの問題は解消する可能性が高いため、太陽光発電の更なる導入拡大を図るための施策を実施する良い機会である。また、太陽光発電は、災害対策としても有用である。</p> <p>以上より、都はこれらの点を十分説明することを前提として、更なる太陽光発電の推進を検討されたい。</p>	<p>東京ソーラー屋根台帳などを活用しながら普及啓発に取り組みとともに、導入拡大に向けた新たな事業を展開している。</p> <p>「駅舎へのソーラーパネル等設置事業」では、駅上屋への太陽光発電等の設置を支援している。駅構内で発電電力を使用しつつ、これらの取組や再エネの有用性をデジタルサイネージ等でアピールすることとしている。その他、自家消費型の再エネ発電・熱利用等の導入経費補助、バス停留所におけるソーラーパネル等導入経費補助も行うことで、都内の太陽光発電導入の促進を図るとともに、都民の身近な場所に設置することによる普及啓発もあわせて実施している。</p> <p>平成31(令和元)年度からは、新たに「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業」「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」において住宅屋根への太陽光発電の導入を促進している。「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業」は、太陽光発電設置に際しての初期費用負担のハードルを下げ、太陽光発電の導入拡大を進めるため、リース、電力販売、屋根借り等により、住宅所有者の初期費用ゼロで太陽光発電を設置するサービスに対する補助を実施している(予算規模1,306件)。「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」では、東京の地域特性を踏まえて省エネ性能の高い住宅を普及させるため、都が定める水準を満たす新築住宅に対して補助を実施しているが、太陽光発電設備を設置した場合は追加補助することにより導入を促進している(太陽光発電設備の予算規模722件)。</p> <p>これら補助事業のほか、太陽光発電の停電時・非常時における利用について、ホームページ上でお知らせを行っている。</p> <p>上記記載の事業の内滑な運営だけでなく、追加的施策を適宜検討していく。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-6(97)	FCV導入促進事業のモニタリングについて	<p>FCV導入促進事業は平成32年度までの事業であり当該計画期間においてもメーカー動向、水素関連の技術革新などFCV導入促進事業を取り巻く外部環境に変化が生じることが想定される。</p> <p>今後も預り基金の積み増しが予想されることから、FCV導入促進事業の実施に当たっては、外部環境の変化を捉え、事業の進捗状況を適切にモニタリングし、環境公社が預かる基金の規模を見直す等適切に事業を行われたい。</p>	<p><メーカー動向の把握> FCVメーカーの動向を把握するためヒアリングを定期的に行った。</p> <p><都民向けイベント等におけるPR> 都民向けのイベントにおいて、FCVの展示・説明を複数回行い、環境性能をPRするとともに、外部給電器との接続による防災機能についてもPRした(丸の内キッズジャンボリー(平成30年8月)、東京150年祭(平成30年10月)、復興応援・復興フォーラム2019in東京(平成31年2月)、第5回都立動物園アフリカフェア(令和元年10月))。</p> <p>また、福島県産のCO2フリー水素を充填したFCVにより、都内53区市町村においてPR走行を行った(平成31年2月)。</p> <p><都民向けの新たな事業展開> 都とレンタカー・カーシェアリング事業者が共同し、都民が手頃な料金でFCVやEVを利用できる事業を平成31年度から実施している(7事業者、FCV40台・EV60台導入)。</p> <p><区市町村に対するPR> 区市町村の環境事務担当者会議や環境主管課長会の場において、FCVの率先導入について周知・依頼を行った。</p> <p><官民挙げた取組> 民間企業や都内自治体等の100以上の団体とともに発足した「Tokyoスイソ推進チーム」において、FCVの認知度向上に資する共通ステッカーを作成し、チーム内のFCVに貼付しPRを行っている。</p> <p><適切な事業の進捗把握> 出えん契約に基づく実施状況等報告書及び委託契約に基づく業務月報の毎月の提出時に、定期的に公社と打合せを行っている。</p> <p><適切な予算要求> 予算要求においては、公社へのお出えん金の残高を考慮し、必要な金額のみ要求を行っている。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-7 (99)	FCバス導入促進事業のモニタリングについて	平成32年目標に向けて、今後も預り基金の積み増しが予想されることから、FCバス導入促進事業の実施に当たっては、外部環境の変化を捉え、進捗状況をモニタリングし、目標の達成に向けて課題の分析や施策の検討を行い、環境公社が預かる基金の規模を見直す等適切に事業を行われたい。	<p><メーカー動向、技術革新等の外部環境の変化の把握></p> <p>ヒアリングによりメーカー動向の把握に努め、ユーザーからの情報も活用し課題分析や施策検討を行っている。</p> <p>また、FCバスに対する要望をメーカーへフィードバックし、開発等への反映を働きかけている。</p> <p><適切な事業進捗把握></p> <p>出せん契約に基づく実施状況等報告書及び委託契約に基づく業務月報の毎月の提出時に、事業者からの問い合わせ内容、申請状況等について、定期的に公社と打合せを行っている。</p> <p>また、国補助の所管省庁である環境省、メーカー、都交通局と情報交換を密に実施しており、令和元年12月までに15台が導入されている。</p> <p><民間事業者に対するPR></p> <p>民間バス事業者によるFCバスの導入促進に向け、東京都バス協会をはじめ各民間バス事業者等にFCバスのメリット等についてPRを行い、令和元年12月までに2台が導入され、更に6台に補助金交付を決定した。</p> <p><水素ステーション事業者との調整></p> <p>FCバスの導入については、FCバス対応水素ステーションを整備する必要があることから、補助上限額を拡大し、ステーション事業者への働きかけを行った結果、令和元年12月時点では2箇所FCバスを受入れており、更に4箇所のFCバス対応水素ステーションが整備中となっている。</p> <p>また、バス対応のための増設に対する補助を創設したことにより、増設を実施する水素ステーションもあり、新設と増設で令和2年度のFCバス目標に必要な水素供給能力を確保できる見込みである。</p> <p>予算要求においては、公社へのお出せんの残高を考慮し、必要な金額のみ要求を行っている。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-8 (105)	水素ステーション設備等導入促進事業について	平成32年目標35か所としており、平成29年3月末における実績は12か所となっている。 <p>平成32年目標に向けて、今後も預り基金の積み増しが予想されることから、水素ステーション設備導入促進事業の実施に当たっては、外部環境の変化を捉え、事業の進捗状況を適切にモニタリングするとともに、目標の達成に向けて課題の分析及び施策の検討を行い、環境公社が預かる基金の規模を見直す等適切に事業を行われたい。</p>	<p><外部環境の変化の把握></p> <p>事業者動向を頻繁に確認するとともに、規制見直しの最新情報を把握できるよう業界団体との連絡を密に行っている。都での普及において重要と思われる規制見直し項目に対して、早期の見直しや更なる緩和の要望を国へ行った。公道との距離規制等、実施に至ったものは整備に反映されており、未実施のものは要望を継続している。</p> <p>また、メーカー等へのヒアリングを積極的に行うことで技術革新等の外部環境の変化を把握し、施策検討に反映させている。</p> <p><事業者へのヒアリング・働きかけ></p> <p>事業者へのヒアリングを頻繁に行い、課題分析や施策検討を行い、都単独補助（貯蔵設置補助）を創設することで、事業者の整備意欲の促進を図り、3箇所の整備について当該補助金交付を決定した。</p> <p>また、ガソリンスタンド（以下「GS」と言う。）への併設を検討する際に必要となる情報を、実際のGSをモデルに調査し、事業者に提供するとともに、既存のGSへの併設に伴う補助を創設し、参入を働きかけた。</p> <p><適切な事業進捗管理></p> <p>出せん契約に基づく実施状況等報告書及び委託契約に基づく業務月報の毎月の提出時に、事業者からの問い合わせ内容、申請状況等について、定期的に公社と打合せを行っている。</p> <p><都営地での水素ステーション整備></p> <p>整備可能な都営地を照会して選定した下水道局所管の葛西水再生センターの敷地において、バス対応の水素ステーションの整備及び運営を行う事業者を公募し、現在整備工事中である。また、更なる都営地での整備に向け、他局へ積極的な働きかけを継続している。</p> <p>上記の取組などにより、平成29年3月末における12箇所に加え、現在までに2箇所が開所され、さらに7箇所が整備中である。</p> <p>予算要求においては、公社へのお出せんの残高を考慮し、必要な金額のみ要求を行っている。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-9 (110)	ロードマップの進め方について	<p>環境局が設定したFCV普及や水素ステーション整備の平成37年目標、平成42年目標は、将来的に期待されるCO2フリー水素供給拡大に向けた水素需要増大を目指すための目標と考えられるが、平成32年目標と比較すると意欲的な目標となっている。</p> <p>補助事業が終了する平成33年度以降は、補助事業の継続等は未定となっているが、意欲的な目標を達成するためには、目標達成に向けた課題検討を通じて事業の進め方を検討していくことも必要になる場合もある。</p> <p>環境局は、平成33年度以降も水素社会実現に向けた取組を継続するに当たり、ロードマップの進捗に合わせた目標達成に向けて、目標と実績の比較、乖離状況の分析や課題検討など実施し、施策の検討、環境公社が預かる基金の規模を見直す等適切に事業を行われた。</p>	<p>2020年目標の達成に向け、FCV・FCバスの導入促進、水素ステーションの整備などにおいて、メーカーや業界の動向等を把握するとともに、事業者とも連携し、取組を推進している。</p> <p>具体的には、FCVメーカーに対し、動向等に関するヒアリングを定期的に行っている。</p> <p>FCバスメーカーに対し、ヒアリングによりメーカー動向の把握に努め、ユーザーからの情報も活用し課題分析や施策検討を行っている。</p> <p>水素ステーション事業者へのヒアリングを頻繁に行い、課題分析や施策検討を行っている。</p> <p>2025年及び2030年目標達成に向け、国が策定した「水素基本戦略」や「水素・燃料電池ロードマップ」等に掲げられた取組の進捗や業界動向等の把握に努めた。また、都が令和元年12月に策定した「未来の東京」戦略ビジョン等で定める目標の達成に向けて、これまでの歩みを止めることなく、水素エネルギーの普及拡大に向けた取組を加速させる必要があることから、各種補助事業については、現状を踏まえた再構築等を検討した。</p>	改善中

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-10 (115)	揮発性有機化合物(VOC)の排出削減について	<p>環境基本計画に定める目標を達成するため、事業者及び都民のVOCに対する理解を積極的に促すとともに、PM2.5や光化学オキシダント排出削減のためにVOCの排出削減が必要であること、また削減のために都民一人一人が果たすべきことを積極的に周知し、今まで以上に自主的削減を促されたい。それと同時に、PM2.5や光化学オキシダントの測定結果及びその変化の分析及び施策の効果を検証し、環境基本計画で掲げられた目標が達成できるよう、必要に応じた対策を立案実施されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都民向けの冊子については、平成30年3月に、スプレー製品や塗料など、日常生活において身近な低VOC製品の選び方を紹介したガイドブックを、関連する業界団体や消費者団体等と意見交換を重ねながら作成した。平成30年度以降、このガイドブックや事業者向けに取りまとめたVOC対策ガイドなどを活用し、VOC対策セミナー(平成30年7月27日、平成30年12月19日、令和元年6月28日)や環境局ソイッター等を通じて、都民及び事業者のVOCに対する理解を促進するとともに、VOC削減の必要性を周知している。 ・大気中微小粒子状物質検討会にて、平成29年度はPM2.5と光化学オキシダントの原因物質のイベントリ(排出源ごとの排出量)の整理を行った。平成30年度は、それを基にした排出源の寄与解析による結果と大気監視測定データ等を比較し、将来濃度を予測するとともに、費用対効果も考慮した施策の効果検証を行い、環境基本計画で定める目標の達成に向けた対策の方向性をとりまとめ、令和元年7月に報告書を公表した。また、原因物質であるNOxやVOCの排出削減に対する事業者や都民による自主的な取組を促すため、令和元年6月20日から「Clear Skyサポーター」の募集を開始するなど、大気環境改善に向けた機運の醸成に取り組んでいる。 	改善済
意見	1-11 (119)	騒音、振動対策について	<p>騒音、振動対策の所管は区市にあるが、苦情の件数が全国で最も多い状況や苦情の件数が減っていない状況に鑑みると、広域自治体の立場から新たな支援を検討するなどして苦情件数の減少に努められたい。</p>	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度までの建設事業者団体に対するヒアリング等をもとに、騒音苦情への対応等に関する区市向け研修会を開催した(平成30年7月)。 ・建設事業者団体に対してヒアリング等を実施した(平成30年11月)。 ・事業者指導への活用方法等の検討を行い、事業者向け講習会(大手・下請け(解体事業者)・施工等計4回)を実施し騒音対策の重要性を周知した。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市職員向け研修会においてヒアリング結果等の情報提供を行った(令和元年6月)。 ・事業者向け講習会(大手)を実施し、騒音対策の重要性を周知した(令和元年11月)。 	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-12 (123)	土壌汚染に係る情報公開の充実について	<p>環境局のホームページにおいて、現時点の要措置区域等を公表しているが、ホームページは適宜更新されていることから、ホームページ検索時点の要措置区域等しか把握できず、過去に要措置区域等として指定され、その後解除された要措置区域等については確認することができない。</p> <p>また、より詳細な情報が記載されている台帳は、都内2か所にしか設置していないため、これを閲覧するには、平日の業務時間内に限られることとなり、利便性に欠ける。</p> <p>過去に要措置区域等に指定され、その後解除された地域等については、開示請求の手続を行わなければ閲覧することはできない仕組みとなっており、情報入手は容易ではない。</p> <p>情報公開による影響も考慮しながら、一層の情報公開の充実を図るという観点から、現状のホームページの掲載情報について改めて整理されたい。</p>	<p>解除された要措置区域等の情報については、台帳の閲覧による公開を平成30年4月から開始した。</p> <p>情報公開による影響や公開範囲等の検討を行い、令和元年5月より、台帳情報（解除された要措置区域の情報を含む）についてホームページによる公開を開始した。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-13 (125)	土壌汚染対策に係る他局間連携について	<p>土壌汚染対策について、環境面、経済面、社会面などの多角的な視点から、事業者による合理的な対策の選択を促すための手法を検討していくと環境基本計画に掲げられている。</p> <p>このため、環境局は庁内各局も一事業者であることを認識した上で、他局との必要な連携も進めながら、事業者による合理的な対策の選択を促すための手法を検討されたい。</p>	<p>平成30年度は、産業技術総合研究所が主体となって進めているサステナブル・レメディエーション（SR）コンソーシアムに参画してSR白書の取りまとめを行うと共に、その内容を踏まえて、都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討を進め、平成31年4月1日施行の環境確保条例施行規則及び東京都土壌汚染対策指針改正において、SR（届出書に合理的対策の選択理由を記載）に係る努力義務を規定した。当該制度見直しに際しては、制度見直しの中間とりまとめについて、庁内（建設局、都市整備局）を含む関係者に対しヒアリング（平成30年5月～6月）を実施した。</p> <p>令和元年5月に、SRコンソーシアムにおいて、日本版のSR白書（土壌汚染対策を行う事業者向け）がとりまとめられ、その内容を踏まえて、全庁を対象とした改正条例説明会及び庁内説明会において庁内各局へのSR努力義務規定の周知を行い、活用を促している。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-14(127)	土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の周知徹底及び情報収集について	<p>本件は、第一義的には、届出義務違反を起こした中央卸売市場の問題ではあるが、環境局においても10年余りの期間同一の部局の未届けについて、なぜ早期に発見、是正ができなかったのか十分な検証が必要である。</p> <p>環境局は、土壌汚染対策法又は条例に基づく届けを受け身として待つのではなく、適切な土壌汚染対策を推進する責任部局として、少なくとも都庁内において、従来に比してより頻度を増やして、土壌汚染対策法及び条例についての定期的な説明会の開催及び相談会の開催等啓発活動を実施されたい。</p>	<p>以下のような説明会やセミナーにおいて庁内関係部署に対し、啓発活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央卸売市場向け勉強会(平成30年2月7日実施) 土壌汚染対策セミナー(平成30年2月13日、平成31年3月13日実施、引き続き年1回定期開催) 庁内説明会及び相談会(平成30年5月14日実施、令和元年7月16日実施、毎年度、春に定期的に実施) <p>令和元年度には、これ以外に以下のような説明会等において庁内関係部署に対し、啓発活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正法及び改正条例に関する説明会(令和元年5月22日実施) 下水道局向け法令改正に係る勉強会(令和元年7月29日実施) <p>上記の他、令和元年度は改正法、改正条例等について、以下の取り組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施行前に各局総務課へ通知 工事基準協議会、建築協議会での説明 届出書等の作成の手引きを改訂し、各局工事担当者へ配布・説明 	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-15(128)	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく対応について	<p>築地市場における条例違反に関し、届出未実施という条例違反のあった土地について、事後であっても対応を行うよう指導しているとのことである。</p> <p>一方、環境局の事業は土壌汚染対策を行うため土壌汚染対策法及び条例に基づく規制が適正に実施されているかを監視することにある。</p> <p>今回条例違反のあった土地については、土地の掘削等の予定もないことから、現段階ですべての該当する土地の調査及び土壌汚染対策工事は行わず、築地市場の豊洲市場への移転後、速やかに着手するとしているが、移転後に築地市場用地を開発する際には、築地市場全域にわたっての対応を都庁内の関連部署が連携して検討すべきであり、環境局はその際に、適切な規制・指導・助言を実施されたい。</p>	<p>以下の案件については、関連部署と十分に連携し、引き続き適切な規制・指導・助言を行っている。また、各事業の工事内容(掘削範囲等)が確定した毎に順次詳細な指導・助言を行い、法令に基づく届出を適切に行わせている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環状第2号線整備 → 建設局 築地市場解体等工事 → 中央卸売市場、福祉保健局 オリンピック・パラリンピック輸送拠点整備 → オリンピック・パラリンピック準備局等 再開発事業 → 都市整備局 <p>その他の築地市場用地の開発等については、開発計画等の情報を収集し、適時適切に関連部署への指導・助言を行っている。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-16 (129)	土壌汚染対策に関する指導・助言の拡充について	<p>豊洲市場用地における土壌汚染対策工事は、環境局も参加した専門家会議において決定されているが、事業主体である中央卸売市場の判断に基づき進められており、環境局としては、同工事に対する直接的な介入をしていない。</p> <p>本件は、様々な対策を講じながらも、都民や関係者の安心に繋がらなかった点において、リスクコミュニケーションの観点から問題がある。</p> <p>土壌汚染対策に関して専門的知見を有している環境局は、都として適切な土壌汚染対策の推進を図るべく、本件に限らず、適切な情報発信やリスクコミュニケーションの観点からも、他部局に対して適切な指導・助言をされたい。</p>	<p>都民・事業者（庁内工事部署等も含む）向けには土壌汚染対策セミナー（年1回定期開催（平成30年2月13日、平成31年3月13日実施））のほか、「中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン」等を用いて、丁寧に説明を行った。</p> <p>他部局については、庁内説明会（年1回以上定期開催（平成30年5月14日実施、令和元年7月16日実施））で、情報発信における留意事項等について焦点を当てた説明を行い、適切な対応を促した。</p> <p>また、平成30年以降も引き続き、都民の関心の高い事案等については、専門部署として技術的な助言・支援を行っている。</p> <p>平成31年度には、これ以外に以下のような説明会等において庁内関係部署に対し、啓発活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正法及び改正条例に関する説明会（令和元年5月22日実施） ・下水道局向け勉強会（令和元年7月29日実施） 	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-17 (132)	東京大気汚染訴訟和解条項の履行について	<p>和解条項の趣旨に則り、更なる大気環境の改善のため、低公害・低燃費車の導入促進、NOxの削減等に資する施策を更に進められたい。</p>	<p>平成30年4月以降、以下の取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車・プラグインハイブリッド車導入補助 ・環境性能の高いタクシー等の導入補助 ・ハイブリッドバス・トラック導入補助 ・圧縮天然ガス自動車導入補助 ・環境保全資金融資あっせん ・集合住宅における充電設備導入補助（平成30年度新規事業） 2 その他の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・都有施設における充電設備設置事業（平成30年度新規事業） ・EV庁有車の導入（平成30年度新規事業） ・ディーゼル規制による違反車両の取締り ・自動車を30台以上使用する事業者に対し、自動車環境管理計画書の提出を義務付け ・自動車を200台以上使用する事業者に対し、低公害・低燃費車の導入を義務付け ・走行量の多い運送事業者のエコドライブの取組を星の数で評価する東京都貨物輸送評価制度を実施 ・NO2環境基準が未達成の松原橋交差点付近の大気環境調査と交通量調査を実施 ・警視庁と協力し、松原橋交差点の迂回を促すチラシを作成し、貨物車のドライバー等に配付 ・使用過程車の排出ガス実態調査 ・和解条項に基づく原告団との意見交換の場である連絡会での各局との調整 ・東京都公害健康予防基金による健康被害予防事業の各局との調整 <p>平成31年4月からは、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車導入補助の対象を個人・大企業まで拡大するとともに、充電設備導入補助について、集合住宅に加え、商業施設・宿泊施設等や、事業所・工場等に補助対象を拡大した。</p>	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-18 (138)	自然保全活動の目標設定の見直しについて	現状の環境局における自然保全活動の目標設定は、直近実績と同等の活動状況にて達成可能であることから、参加者の動向、意見等を具体的に分析したうえで、必要な検討を行う必要がある。 したがって、環境局は、環境基本計画に定めた施策の方向性を実現すべく、各自然体験活動の成果を検証するとともに、自然体験活動事業に参加していない保全団体への働きかけを施し、随時、目標設定を上方修正するなどの見直しを実施されたい。	平成30年7月24日に行われた環境審議会において、環境基本計画の自然体験活動参加者数の目標値を以下のとおり修正することについて報告を行った。 2024年度目標 延べ3.3万人 ⇒ 3.7万人 2030年度目標 延べ5万人 ⇒ 5.8万人 平成31年1月発行の「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化(2019年度)～2020年に向けた実行プランへの自然体験活動参加者数の目標値について、下記のとおり上方修正を行った。 2020年度目標 延べ2.0万人 ⇒ 2.3万人 2024年度目標 延べ3.3万人 ⇒ 3.7万人 また、自然体験活動事業の受入れ団体の増加を図り、体験プログラムの受け入れ団体は平成29年度と比べると平成31年4月現在で1団体増加している。 さらに、体験プログラムの受け入れを行っていない団体については、保全地域活動ボランティア交流会や個別に接触した機会などにおいて、受入れの働きかけを行っている。	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-19 (140)	環境局と環境公社との目標値の共有について	環境局は保全地域における活動の参加人数を平成36年度までに3万3千人とする数値目標を立てており、環境局は環境公社に委託する事業からこの目標の3分の2の達成を期待している。しかしながら、環境公社は自らが受託する事業に対して都が期待している数値目標を把握していなかった。 環境公社に対して体験プログラムを含む関連業務を委託しているという趣旨に鑑みると、委託事業単位で視野の広がりを把握するための数値情報を共有し、協力して更なる拡大を目指すことは施策の実効性を高める観点から有用である。 ボランティア人材発掘の母体となる体験プログラム等の参加者の人数の目標を環境局と環境公社の間で共有し、当事者双方で共通の認識を持った上で目標達成に向け努力されたい。	都と環境公社で、平成30年4月13日、令和元年6月5日に定例会議を開催し、自然体験活動の目標人数及び実績、受入団体との調整状況、年間事業計画、広報媒体ごとの効果等について情報共有を行った。 定例会議の中では、現状を踏まえ、体験プログラム等の参加者増加のための効果的な対策について、意見交換を行った。	改善済
意見	1-20 (144)	自然公園の利用者数の把握について	自然公園の利用者数については、推計と実態が乖離している可能性がある。カウントすべき利用者数を再定義した上で、自然公園や各種施設の状況の変化を勘案できるよう推計方法を見直すなどして、実態を反映した利用者数の把握に努められたい。	平成29年度は、自然公園について把握すべき利用者数の再定義を行いカウント方法の整理を行った。また、平成30年度は、利用者数の定義とカウント方法について、国内外の事例や文献調査等を行い、自然公園の把握すべき利用者数とその調査手法の検討を行った。 令和元年度は、平成31年4月に契約した調査委託の中で、現地での利用状況調査(春季、秋季の2回)を実施している(実施場所:高尾山、御岳山(御岳平)、三頭山西峰山頂、鷹ノ巣・倉戸分岐、大岳山頂、日原、川苔山頂、松沢滝、棒の嶺、浅間山山頂の各エリア)。 今後、調査結果をとりまとめて登山者の動向について分析し、これを踏まえて利用者数の算出方法を検証し、令和2年度以降の自然公園や各種施設の状況変化の把握に反映していく。	改善中

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-21 (155)	トイレの利用実態の把握と衛生状態の向上について	自然公園内のトイレに対し利用者が感じる不衛生感の原因が複数考えられる状況にあつては、環境局はこれまで以上に正確な利用者の声の把握とそれに応じた適切な対策を講じられたい。また、更なるトイレ清掃が必要な場合には予算要求し、トイレ等の施設を清潔に維持管理されたい。	利用マナーの向上については各トイレへの利用上の注意看板を引き続き掲示し普及啓発を図っている（必要性の高い16箇所を設置済）。 適正な清掃回数については、景信山トイレで年間清掃回数を7回増やして166回とするなどしており、トイレの洋式化については令和元年7月に羽村取水所便所にて工事を実施した。 利用者の不衛生感低減の確認については、窓口等に寄せられた意見・感想やアンケート等により、引き続き利用者の声の把握に努める。	改善済
意見	1-22 (160)	多摩地区の東京都レンジャーの活動報告書について	多摩環境事務所は、都レンジャーから日報や電話、メールで報告されている情報を、集約、分析するために適切な様式に変更することも含め、今後の自然環境保護に資する情報の収集方法とその活用方法を検討されたい。	平成30年度当初から行つた、都レンジャーの巡視報告を共有するシステムの試行結果に基づき、都レンジャーの巡視報告から補修等を要する案件が共有できる仕組みを構築した。	改善済

平成29年度包括外部監査 環境局の事業に関する事務の執行及び監理団体の経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-23 (167)	指定管理者の選定方法の見直しについて	環境局が所管する施設の大部分に指定管理者制度を導入している。環境局では、指定管理者を選定する都度、特命による選定の妥当性を検討しているとのことであるが、結果的に、そのうち半数以上は、「特命」により指定管理者制度導入時から継続して、地元自治体を指定管理者として選定している。 環境局は、コスト削減と行政サービスの向上を継続して実施できるかどうかという観点から、現在の指定管理者の選定方法が本当に合理的な方法かどうか、あるいは指定管理者制度による管理が妥当かどうかを慎重かつ十分に検討されたい。	指定管理者制度は、住民の福祉を促進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度である。しかしながら、自然公園は山間部や島しょにあり、近年特に担い手の確保が大変困難な状況になってきている。 令和元年度は、令和2年度に予定している選定委員会に向け、選定委員に対し、適正な選定方法等に関する事前開取りを行った。その結果、上述した制約による課題を踏まえた場合の、特命施設の合理性や指定管理者制度による管理の妥当性が確認されたため、令和2年度の選定委員会においても、これに基づき公平かつ公正な選定を行う。	改善中
意見	1-24 (170)	「東京の自然公園ビジョン」における施策展開の推進について	利用者層及び利用目的の多様化に対応すべく、具体的な施策展開を示しているが、ビジョン策定から1年も経過しておらず、現状とビジョンの間にはまだ乖離が存在する。 東京2020大会に向けて、ビジョン各種施策の優先順位を明確にするとともに、施策に従った取組を着実に推進されたい。	トイレの洋式化については、方針（平成30年3月策定）に基づき整備を進め、平成30年度までに屋内91%、屋外73%を洋式化した。令和元年度末に、屋内100%、屋外80%の目標を達成見込みである。 多言語化標記については、駅からビジターセンター等6施設へのアクセス・インフォメーションの整備を行うこととし、各施設の対応方針に沿って、外国人にもわかりやすい表示を行うなどの取組を既に開始している。	改善済